

厚生労働省発基安 0905 第 1 号

令和 7 年 9 月 5 日

労働政策審議会

会長 岩村 正彦 殿

厚生労働大臣 福岡 資麿



別紙「労働安全衛生規則及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働安全衛生規則及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第二 労働安全衛生規則の一部改正

一 個人事業者に仕事を請け負わせた注文者（当該個人事業者と同一の場所で仕事を自ら行う場合に限る、かつ、当該仕事の数回の請負契約によって行われることにより当該場所にその者が二以上あることとなるときは、当該請負契約のうち最も後次の請負契約における注文者とする。以下この一から五までにおいて「特定注文者」という。）は、当該個人事業者である作業従事者が、労働者と同一の場所において、特定注文者から請け負った仕事の作業を行う場合であつて、業務に起因する負傷又は疾病により死亡し、又は休業（四日以上のものに限る。以下この一から三まで、五及び七から九までにおいて同じ。）をしたことを把握したとき（当該業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患若しくは当該業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患、心臓疾患若しくは精神障害による休業である場合を除く。二において同じ。）は、遅滞なく、

電子情報処理組織を使用して、負傷又は疾病の発生状況及び原因等を、当該場所を所轄する労働基準監督署長に報告しなければならないものとする。

二 災害発生場所管理事業者（仕事の作業を行う場所を管理する事業者をいい、その労働者が、当該場所において仕事の作業を行う場合に限る。以下この二、五及び六において同じ。）は、個人事業者である作業従事者（三、五及び七において「作業従事個人事業者」という。）が、当該災害発生場所管理事業者が管理する場所において、業務に起因する負傷又は疾病により死亡し、又は休業をしたことを把握したときは、当該場所に特定注文者がある場合を除き、遅滞なく、電子情報処理組織を使用して、負傷又は疾病の発生状況及び原因等を、当該場所を所轄する労働基準監督署長に報告しなければならないものとする。

三 個人事業者は、当該個人事業者である作業従事個人事業者が、仕事の作業を行う特定注文者及び労働者と同じの場所において特定注文者から請け負った仕事の作業を行う場合であつて、業務に起因する負傷又は疾病により死亡し、又は休業をしたとき（当該業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患若しくは当該業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又は

これらの脳血管疾患、心臓疾患若しくは精神障害による休業である場合を除く。五及び八において同じ。）は、遅滞なく、負傷又は疾病の発生状況及び原因等を、特定注文者に報告しなければならないものとする。ただし、当該負傷又は疾病その他の状況により報告を行うことが困難な場合は、この限りでないものとする。

四 特定注文者は、個人事業者が三の報告をしたことを理由として、当該個人事業者に対し、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならないものとする。

五 個人事業者は、当該個人事業者である作業従事個人事業者が、災害発生場所管理事業者が管理する場所において、業務に起因する負傷又は疾病により死亡し、又は休業をしたときは、当該負傷若しくは疾病その他の状況により報告を行うことが困難な場合又は当該場所に特定注文者がある場合を除き、遅滞なく、負傷又は疾病の発生状況及び原因等を、災害発生場所管理事業者に報告しなければならないものとする。

六 災害発生場所管理事業者は、個人事業者が五の報告をしたことを理由として、当該個人事業者に対し、自らが管理する場所への立入禁止その他の不利益な取扱いをしてはならないものとする。

七 個人事業者は、当該個人事業者である作業従事個人事業者が、その従事する業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患により、若しくは当該業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺により死亡し、又はこれらの脳血管疾患、心臓疾患若しくは精神障害により休業をしたときは、疾病の発生状況及び原因等を、電子情報処理組織を使用して、当該作業従事個人事業者が主として事業を行う場所を所轄する労働基準監督署長に報告することができるものとする。

八 事業者（労働者災害補償保険法施行規則第四十六条の十六において定める数以下の労働者を使用するものに限る。九において同じ。）は、当該事業者である作業従事事業者が、労働者と同一の場所において仕事の作業を行う場合であつて、業務に起因する負傷又は疾病により死亡し、又は休業をしたときは、遅滞なく、電子情報処理組織を使用して、負傷又は疾病の発生状況及び原因等を、所轄労働基準監督署長に報告しなければならないものとする。

九 事業者は、当該事業者である作業従事事業者が、その従事する業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患により、若しくは当該業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺により死亡し、又はこれらの脳血管疾患、心臓疾患若しくは精神障害により休業をしたときは、疾

病の発生状況及び原因等を、電子情報処理組織を使用して、所轄労働基準監督署長に報告することができ、
きるものとする。

十 その他所要の改正を行うこと。

第二 施行期日等

一 この省令は、令和九年一月一日から施行すること。

二 この省令による改正後の第一の一、二、七、八及び九の報告は、当分の間、書面により行うことができるものとする。

三 その他所要の改正を行うこと。